

## 令和3年第7回弘前市教育委員会会議録

日時 令和3年6月7日(月)

午後1時

場所 岩木庁舎2階 多目的ホール

### ◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期の決定
- 5 臨時代理の報告・議案の審議  
報告第5号 臨時代理の報告について  
(弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用条例の一部を改正する  
条例案)  
報告第6号 臨時代理の報告について  
(弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案)  
議案第14号 ひろさき教育創生市民会議委員の委嘱について  
報告第7号 臨時代理の報告について  
(令和3年度教育費補正予算案に対する意見申出について)
- 6 閉会宣告

### ◇付議事件

議事日程に同じ

### ◇出席委員

1番 吉田 健 委員、2番 齋藤 由紀子 委員、4番 村谷 要 委員、  
5番 日景 弥生 委員

### ◇欠席委員

3番 柿崎 良樹 委員

### ◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 鳴海 誠、学校教育推進監 横山 晴彦、教育総務課長 菅野 洋、  
学校整備課長補佐 福土 太郎、学務健康課長 相馬 隆範、  
学校指導課長 鈴木 一哉、教育センター所長 小笠原 恭史、  
生涯学習課長 原 直美、中央公民館長 中川 元伸、  
博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長 石岡 博之、文化財課長 小山内 一仁

### ◇出席事務局職員

午後1時 開会

○教育長（吉田 健） これより、令和3年第7回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は4名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

会議録署名者に2番 齋藤 由紀子 委員と4番 村谷 要 委員を指名いたします。会期は本日1日としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、報告が3件、議案が1件となっております。

報告第7号は、令和3年度補正予算の成立過程における案件であることから弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、議案第7号は非公開で審議することといたします。

・報告第5号

○教育長（吉田 健） 報告第5号 臨時代理の報告、弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用条例の一部を改正する条例案について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（小山内一仁） 報告第5号 臨時代理の報告、弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

本報告は、伝統的建造物群保存地区における防災計画の改定に当たり弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会委員の定員を増員するとともに、専門部会の設置を可能とするなど所要の改正をする条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したため、臨時代理したものです。

本条例案は、弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用条例第11条第3項に規定の審議会の委員の定数を「15人」から「20人」に、同条第4項の委員の任期を「2年」から「2年以内」に改めるとともに、同条第7項に新たに「審議会に必要があるときは専門部会を置くことができる」という項目を加え、以降の項目を繰り下げるといった内容のものです。説明は以上です。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

○5番（日景弥生委員） 委員の任期が、「2年」から「2年以内」にしたことについて、少しご説明いただきたい。それから、専門部会を置くことができることにしたのは具体的に、何か近々専門部会を開催する必要があるということなのかどうかお聞きします。

○文化財課長（小山内一仁） 委員の任期を、「2年以内」とした理由は、今、防災計画を改定するにあたり、検討のための専門部会を設置する予定となっております。その専門部会となる委員を、今後委嘱することになるわけですが、専門部会に所属する委員が、部会立ち上げの時から2年ということにしますと、今委嘱されている委員が12人いるわけですが、任期がずれるということで、最終的な任期を合わせるということで、2年以内にするとしたものでございます。それから、専門部会の開催につきましては、今のところ8月に入って間もなくのころには設置したいと考えています。以上です。

○4番（村谷 要委員） 専門部会、防災計画検討ということですが、どれくらい専門的な方が入る予定ですか。

○文化財課長（小山内一仁） 現在の防災計画は、それこそ地区指定されてから40年以上そのままずっと継続されているもので、主に火災に対してだけの防災計画になっております。耐震、地震対策もそうですし、雪害、風水害といったもの全部網羅した防災計画が必要ということで、それらの防災の各分野の専門的な知識を持った方々に参画していただくという予定になっております。以上です。

○教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 報告第5号を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、報告第5号は承認されました。

#### ・報告第6号

○教育長（吉田 健） 報告第6号 臨時代理の報告、弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（小山内一仁） 報告第6号 臨時代理の報告、弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案ということで、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、大石武学流庭園群保存活用計画策定委員会を設置するため、所要の改正をする条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したため、臨時代理したものです。

こちらのほう、現行の附属機関設置条例の中に大石武学流庭園群保存活用計画策定委員会を加えるというのに併せまして、弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部も改正するものです。この大石武学流庭園群保存活用計画につきましては、令和2年3月10日付で弘前市内にあります、3つの個人所有の庭園が国の名勝指定を受けています。個人所有ですので、その維持・保存に係る費用も、個人所有者の負担軽減を図るという意味合いもございしますが、国からの補助金財源を獲得す

るために、この保存活用計画というのが必要条件になってくるということで、今回その3つの庭園と、既に国の名勝指定を受けております市所有の瑞楽園、合わせて4つの庭園に関する保存活用計画を作成していくということで、その検討にあたる委員会を設置するものです。説明は、以上です。

- 教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。
- 5番（日景弥生委員） 大石武学流庭園というのは市内に何件くらいあるのですか。
- 文化財課長（小山内一仁） 名勝指定を受けているのが先程申し上げました4つの庭園、そのほか国の登録記念物に指定されている庭園というのもあるのですがそれは3つありまして、国の指定を受けている庭園は7つということになります。実は市内外、津軽一円ではこの大石武学流庭園というのが、大体400くらいあるのではないかとわれております。
- 5番（日景弥生委員） 質問の背景にはですね、実はこの委員会の委員構成が2つに分かれていますよね。学識経験がある方と、庭園所有者というふうに2つになっていて、かつ定数が10人以内ということがあったので、例えば庭園所有者がとても多いと、学識経験がある者が少なくなってしまう、そのバランスの問題がどうなのかというのが質問の背景になります。
- 文化財課長（小山内一仁） 今、予定している委員の構成として庭園所有者のほかに、園芸庭園士という、園芸庭園の専門家でありますとか、庭園に付随して建てられている古民家みたいな伝統家屋にも精通した方であるとか、大石武学流の庭園に精通した方、それから庭園の中の樹木・植栽の専門の方に参画していただくというようなことを考えております。バランスというのはちょっと考えてはいませんでしたけれども、国から示されている保存活用計画に当たっては、十分所有者の意向を反映させるようにというようなものもありますので、庭園の所有者も委員の中に加えているということです。
- 4番（村谷 要委員） 活用というと、どのようなものがあるのでしょうか。
- 文化財課長（小山内一仁） 主には公開になります。今挙げた4つの中では、1つだけ公開に踏み切っていない庭園もあります。瑞楽園は指定管理を導入して一般公開をしております。ほかの庭園については、個人所有で不在にしている場合もあるので、常に公開しているというわけではなく、見学の要望等があれば、こちらでご連絡をとったうえで回答しております。将来的には常時公開できるような状態に持っていければベストではあるのですが、やっぱりその個人の所有者、高齢化してきているという実情もございまして、その公開の仕方については、外部に頼むこと等も含めて保存活用計画の中で検討していかなければいけない部分と考えています。
- 4番（村谷 要委員） 保存のことなのですが、先程言われた園芸庭園士とか、古民家も入るとなると、茅葺き含めその辺の人材も、今この地域に少なくなっているというようなことを聞きますけど、そういった人材の育成みたいなものも入ってくる可能性はあるのですか。
- 文化財課長（小山内一仁） 庭園を維持していくための人材自体も、確かに高齢化してき

ているという部分もありますし、なかなか後継者がいないということも聞いています。そのあたりの人材育成については、この保存活用計画とは別建てで、庭園に限らず、例えば建造物しかり、文化財と名の付くもの、いろんな分野でそれを将来的に維持していくための人材ってというのがなかなかいないというのが全般的な課題になっていますので、その辺はまた別な観点から考えていかなければいけない部分であると思っています。

○4番(村谷 要委員) 津軽塗とかでは、商工関係の取り組みというのがありますけども、そういうかたちで研修制度みたいなことをやっていく可能性はあるのですか。

○文化財課長(小山内一仁) 津軽塗であれば、産業育成のほうでやっているものと、こちらでやっている津軽塗技術保存伝承事業というふうに個別にやっている分野もありますし、建造物の関係ですと、建築士の中で、考えていかなければいけないという話は話題としては出てきているみたいなのですが、それがなかなかうまく具合に直結していったいないという部分があるようです。

○教育長(吉田 健) ほかにご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○教育長(吉田 健) 報告第6号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長(吉田 健) ご異議ないものと認めます。よって、報告第6号は承認されました。

#### ・議案第14号

○教育長(吉田 健) 議案第14号 ひろさき教育創生市民会議委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○生涯学習課長(原 直美) 議案第14号 ひろさき教育創生市民会議委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

提案理由は、関係機関から選出されている一部委員の退任に伴い、弘前市附属機関設置条例第3条の規定により、補欠の委員を委嘱しようとするものです。ひろさき教育創生市民会議の委員の定数及び任期については条例に定めがあり、定数は40人以内、任期は2年となっております。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間となり、委嘱の日から令和3年9月2日までとなります。次に委嘱する委員ですが、議案に記載の10名に対し委嘱しようとするものです。区分別には、「学識経験のある者」1名、「教育関係団体推薦を受けた者」5名、「関係行政機関の職員」3名、「その他教育委員会が必要と認める者」1名であり、各団体の後任者として選出いただいたものです。説明は、以上です。

○教育長(吉田 健) ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○教育長(吉田 健) 議案第14号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第14号は可決されました。

・報告第7号

○教育長（吉田 健） 続いて、報告第7号は非公開で審議いたします。傍聴人がありませんので、このまま審議に入ります。

○教育長（吉田 健） 報告第7号 臨時代理の報告、令和3年度教育費補正予算案に対する意見申出について、事務局から説明をお願いします。

（非公開で審議 — 原案どおり可決）

○教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和3年第7回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後1時31分 閉会

---

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課総務係長 藤田 真徳

弘前市教育委員会

教育長 吉 田 健

署名者 齋 藤 由紀子

署名者 村 谷 要